平成２１年（フ）第１５１３８号
神奈川県横浜市港北区箕輪町３丁目26―18―208
破産者　浅田　克巳
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１６２号
東京都足立区加賀２丁目31―２―1001
破産者　須賀　一男
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１６８号
東京都豊島区南池袋２丁目14番３号
破産者　シスジャパン株式会社
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１６９号
東京都豊島区千早２丁目22―７
破産者　永川　以誠
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２４４号
神奈川県座間市相模が丘２丁目38―６―105
破産者　糟谷　友和
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２５４号
東京都渋谷区笹塚２丁目41番21号
破産者　有限会社アンレーヴ
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２５５号
東京都文京区千駄木４丁目18―17―201、開始決定時の住所東京都台東区谷中３―２―２―403
破産者　梅本　房央
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２９３号
東京都江東区千石３丁目１番24号
破産者　株式会社ホクト
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２９４号
東京都江東区南砂４丁目12―10―1105
破産者　増田　裕康
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３２２号
東京都台東区台東３丁目７番３号　和合ビル３階
破産者　有限会社ＲＡＤｇｉｏｉｅｌｌｉ
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３６７号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１―６―104、開始決定時の住所神奈川県三浦郡葉山町堀内306―１―202
破産者　有國　　尚
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３７５号
東京都板橋区向原１丁目５―12―106
破産者　坪川　維明
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３９０号
東京都品川区勝島１丁目４番11号
破産者　株式会社ウイング・ラボ
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３９１号
東京都目黒区上目黒２丁目１―２―1304
破産者　秋元　　桧
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３９３号
千葉県市川市鬼越１丁目22―14
破産者　中西　貞夫
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４０１号
東京都世田谷区玉川台２丁目17番16号
破産者　株式会社テラツーリストサポート
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５１０号
東京都板橋区熊野町45番２―101号
破産者　株式会社泰正
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５２９号
栃木県宇都宮市高砂町25―３
破産者　圓子　博良
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５５５号
神奈川県横須賀市衣笠栄町１丁目44番地　杉本ビル403号
破産者　有限会社ピー・エス・キュー
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５５６号
神奈川県横須賀市衣笠栄町１丁目44
破産者　市村　昌道
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６００号
東京都中央区八丁堀４丁目12番７号　サニービル３階―Ｂ
破産者　株式会社ＣＩＳ
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６０４号
東京都中野区中央２丁目22―10―306
破産者　岡嶋　良一
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部